

小平市議会定例会 代表質問通告書

質問件名 子どもの権利を保障するために

【質問要旨】

2021年4月東京都子ども基本条例が施行されました。また、2023年4月には子ども基本法が施行され、2023年12月子ども大綱が示されました。2022年度決算の総括質疑の際、市長からは、子ども大綱が国から示されたら、子ども・若者計画の前倒しでの見直しと併せた子ども計画への改定について検討する。子ども基本法では、子ども計画の策定に当たり、子どもの意見収集、反映について定められていることから子ども計画への改定に当たっては、子ども自身への普及啓発を図る必要がある。具体的には子ども計画への子どもの意見収集にあわせ、児童の権利に関する条約や子ども基本法の理解促進を図っていく旨の答弁がありました。生活者ネットワークは発足以来、子ども施策を政策の大きな柱に掲げています。これまでに何度も子どもの権利を保障することを訴えてきており、実現に向けて一歩踏み出したものと評価しています。今後は小平市においても、子ども基本法にもあるように、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利四原則に沿った権利保障を市の施策においても実施できるようにしていくことが求められています。

子ども計画策定後には条例制定も視野に入れ、真に子どもの権利が保障されすべての子どもたちが自分らしくのびのびと育つことができるよう以下質問します。

- ① 子どもたちが自分の意見を持つためには、十分な説明を受けたうえで、自ら考え、対話をする場が必要です。またその意見を発表できることが必要だと考えます。市立小・中学校で子どもたちに対してどのような働きかけや取組みをおこなっていますか。
- ② 子ども計画の策定のために子どもたちの意見を収集するためには、子どもたちが自由に自分の意見を言うことができるということが大切です。どのように保障しますか。
- ③ 命を大切に自分らしく育つこと、子どもの心と体が守られるためには、子どもと一緒に考え寄り添うオンブズパーソン制度が必要だと考えますが、ご見解は。
- ④ 子どもの権利を保障するためには、子ども計画において総合的に施策展開をしていくことだけでなく、市民とともにまちぐるみで子どもの育ちを守っていくことを担保する必要があります。小平市でも子どもの権利条例を策定すべきと考えますがご見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2024年2月14日 小平市議会議員 殿

小平市議会議員 氏名 さとう悦子

受付番号【 】— ()

整理番号(通しNo.) …… ()